



環球

中国法月報

2018年11月号

スポットライト 「電子商取引法」成立 - あなたの準備は大丈夫?

法律トピックス 商業賄賂の收受主体における重要な変更による
ビジネスへの影響について (上)

随筆 秋はいつ来るのだろう

編集・発行: 環球法律事務所 (GLOBAL LAW OFFICE)
日本業務チーム

www.glo.com.cn

北京
〒100025
北京市朝陽区建国路 81 号
華貿中心 1 号写字楼 15 階&20 階
Tel: (86 10) 6584 6688
Fax: (86 10) 6584 6666

上海
〒200021
上海市黄浦区湖濱路 150 号
企業天地 5 号楼 25 階&26 階
Tel: (86 21) 2310 8288
Fax: (86 21) 2310 8299

深セン
〒518055
深セン市南山区銅鼓路 39 号
大沖國際中心 5 号楼 26 階 B/C 单元
Tel: (86 755) 8388 5988
Fax: (86 755) 8388 5987





「電子商取引法」成立

—あなたの準備は大丈夫？

I はじめに

2018年8月31日、全国人民代表大会常務委員会で、「中華人民共和国電子商取引法」(以下、「電子商取引法」という)が可決され、2019年1月1日より施行されることになった。当該法案は全国人民代表大会常務委員会で4度にわたる審議と3度のパブリックコメントが実施されている。

電子商取引法は、良好な市場秩序の形成に努め、消費者の權益を保護し、健全な監督管理を推進することで、中国電子商取引市場の持続可能な発展を保障することを目的としている。

電子商取引業務に携わる経営者や利用者(消費者)、サービス提供者、そして電子商取引に興味がある者は、電子商取引法について、次の幾つかを押さえておくべきである。

II 電子商取引と電子商取引経営者

電子商取引法は、電子商取引を「中国国内において、インターネット若しくは他の情報ネットワークを通じて商品を販売したり、又はサービス提供を行う経営活動」と定義し、特殊な行政許可を必要とする金融類の商品及びサービス、情報ネットワークを利用してコンテンツを提供するサービスについては対象外と明記している(以下、これら対象外の商品・サービスを「非適用業務」という)。

そして、「電子商取引経営者」を、①電子商取引プラットフォーム経営者(プラットフォーム)②プラットフォーム内経営者(出店企業)③自ら立ち上げたウェブサイトや他のネットワークサービスを通じて商品販売又はサービス提供を行う電子商取引経営者(独立したサイト)の3種に分けている。

上記①の「電子商取引プラットフォーム経営者」とは、ネットワーク上で経営場所、取引マッチング、情報提供サービス等、取引側が独自に取引活動を展開する場を提供する法人又は非法人組織をいう。上記②の「プラットフォーム内経営者」とは、電子商取引プラットフォームを通じて商品販売又はサービス提供を行う電子商取引経営者をいう。上記③の「電子商取引経営者」(独立したサイト)とは、特化型でない電子商取引プラットフォームで電子商取引を経営する者をいい、例えばソーシャルネットワークやオンライン生放送等を通じて電子商取引を経営する者をいう。要するに、非適用業務の経営活動を行う場合を除き、個人、組織を問わず、インターネットを通じて商品を販売したり、サービス提供をしたりする者は、すべて電子商取引経営者となるのである。

III すべての電子商取引経営者に対し課される責任

電子商取引法では、電子商取引において電子商取引経営者が優位に立つとしている。そして、異なる立場に置かれた当事者間の權益のバランスを取るため、同法は電子商取引経営者、特に、電子商取引プラットフォーム経営者に対し、さまざまな義務を課している。

電子商取引経営者の登記と納税

政府の監督管理の観点から見てみると、電子商取引法では、電子商取引経営者が登記を必要とする電子商取引経営者と登記を必要としない電子商取引経営者の2種類に分けられている。

通常、すべての電子商取引経営者は市場主体としての登記手続きを行う必要があり、電子商取引の経営活動を行う際には、必ず事前に登記を行い、ウェブサイトに営業許可証を表示するか、関連情報へのリンクを設置しなければならない。

登記を必要としない電子商取引経営者には、①農作物、各種副業製品、家庭手工業製品を販売する個人、及び自身の技能を活用し、法により許可を取得する必要がないとされる大衆の便宜を図る労務活動や零細少額の取引活動に従事する個人と、②法律や行政法規により登記を必要としないとされる者の2種がある。この2種の電子商取引経営者は、ウェブサイト上で、自身が法により登記を必要としないとされる主体に該当することを説明する必要がある。

登記を必要とするかを問わず、すべての電子商取引経営者は税務登記を行い、法に従って税金を納めなければならない。電子商取引経営者は、取引を行う際、紙による領収書若しくは電子領収書等の物品購入証憑、又はサービス証憑を発行しなければならない。

電子商取引経営者の経営する業務が行政許可の取得を必要とする場合は、許可を取得した上で、ウェブサイトのトップページに当該許可の情報を表示しなければならない。また、電子商取引経営者は、経営活動を自ら終了する場合、30日前からウェブサイトのトップページの目立つ場所に関連情報を継続して表示しなければならない。

消費者権益の保護

電子商取引における苦情処理について、電子商取引法は電子商取引経営者に対し、消費者の権益を保護するため、次の義務を負うよう規定している。

- 電子商取引法は、取引履歴とユーザー評価を商品・サービス情報の一部であるとしている。そして、これらの情報を偽装し、改ざんし、又は削除する行為は、消費者の「知る権利」を侵害するものとして、一律禁止している。この条項は、電子商取引に存在する「差評家」¹による低評価の付加、「刷評論」²、「刷流量」³等の行為に対して規制を図るものである。
- 電子商取引経営者は、消費者が別途物流サービス業者を選択している場合を除き、承諾又は消費者と約定した方法、期限に基づき、消費者へ商品を引き渡し、又はサービスを提供しなければならない。この条項は、「双11」⁴や他のショッピングイベントで明確な商品の納期がない場合における発送の遅延に対して規制を図るものである。
- 電子商取引経営者は、法に従ってユーザーの情報を収集、利用し、ユーザーからの情報に関する問い合わせや修正・削除等の合理的な要求に対し、遅滞なく対処しなければならない。この条項は、個人情報保護について、中国の他の法令における関連規定との一致を図るものである。
- 電子商取引経営者は、消費者からの要求に応じて検索結果を提供する際、ビッグデータに基づき導き出した当該消費者の嗜好に一致する検索結果を提供するだけでなく、当該消費者の嗜好とは一致しない検索結果も同時に提供しなければならない。この規定は、「殺熟」⁵問題の解決を図るものである。
- 電子商取引法は、電子商取引経営者が、抱き合わせ販売や抱き合わせサービスについて、標準設定で提供に同意する選択肢が選ばれるよう設定しておくことを禁止している。電子商取引経営者は、分かり易い方法で、抱き合わせ販売や抱き合わせサービスについて消費者に注意を促さなければならない。この条項は、消費者権益保護法及び不正競争防止法における「抱き合わせ販売」行為に関する規定との呼応を図るものである。
- 電子商取引経営者は、消費者から保証金を預かる場合、保証金の返還方法や手順を明示しなければならない。保証金の返還に際して不合理な条件を設けてはならない。消費者が保証金の返還を申請し、かつ返還の条件を満たす場合は、遅滞なく返還しなければならない。

¹ 金銭の取得等を目的に低評価をつける者をいう。

² 作為的に高評価を集める行為をいう。

³ 作為的にアクセス数を増やす行為をいう。

⁴ 中国で毎年恒例となっている11月11日「独身の日」セール。中国で年間最大のショッピングイベント、ネットセール・イベントとして知られている。

⁵ 同一の商品又はサービスについて、常連客に対し、新客よりも高い価格を支払わせることをいう。

上述した責任のうち、最後の 3 項に違反した者には、行政罰として最高 50 万円の過料が科される。

IV 電子商取引プラットフォーム経営者の特別義務

電子商取引法は、電子商取引プラットフォーム経営者が電子商取引上で最も強い立場にあり、電子商取引プラットフォーム経営者は自身の社会的責任を自覚すべきだとしている。このため、同法は、電子商取引プラットフォーム経営者に対し、公平な取引を行うことを義務づけるとともに、相応の管理義務を履行するよう求めている。これらの義務に違反した場合、電子商取引プラットフォーム経営者にはより重い行政措置と過料が科される。したがって、電子商取引プラットフォーム経営者は慎重な配慮の下で、これらの義務を適切に履行することが求められる。

管理義務

- 電子商取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内経営者の身元に関わる個人情報を収集し、検証し、登記し、遅滞なく更新し、これらの身元に関わる個人情報を電子商取引プラットフォーム市場監督管理部門及び税務部門に届け出なければならない。また、プラットフォーム内経営者に、法に従って登記及び納税するよう注意喚起をしなければならない。上記の義務を適切に履行できない場合、電子商取引プラットフォーム経営者には過料を含む行政処罰が科される。
- プラットフォーム内経営者が商品又はサービスの安全の要求及び利用の要求に違反した場合、電子商取引プラットフォーム経営者は速やかに報告し適切な措置を講じなければならない。上記の義務を適切に履行できない場合、プラットフォーム内経営者の違反行為について、電子商取引プラットフォーム経営者が連帯して責任を負わなければならない。その場合科される過料額は 200 万円に上る。
- 電子商取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム上の商品・サービス情報、取引情報を記録、保存し、かつ、情報の完全性・機密性・可用性の確保に努めなければならない。これらの情報の保存期間は、取引が完了した日から起算して少なくとも 3 年とする。法律、行政法規に別段の規定がある場合には、それに従うものとする。上記の義務を適切に履行できない場合、電子商取引プラットフォーム経営者には行政処罰が科される。

公平な取引

電子商取引法によると、電子商取引プラットフォーム経営者は、公開アクセス、公平、透明の原則に則り、プラットフォームサービス規約や取引に関する規則を制定しなければならないとしている。その具体的な内容は次の通りである。

- 電子商取引プラットフォーム経営者は、プラットフォームの利用・退出に関するメカニズム、商品・サービスの品質モニタリング、消費者権益の保護、個人情報等の内容を網羅するプラットフォームサービス規約や取引に関する規則を定めなければならない。
- プラットフォームサービス規約や取引に関する規則、又は上述した情報へのリンクアイコンは、電子商取引プラットフォーム経営者のトップページの目立つ場所に表示しなければならない。また、利用者が簡単かつ完全に当該規約や規則を閲覧したり、ダウンロードしたりできるよう確保しなければならない。
- 電子商取引プラットフォーム経営者がプラットフォームサービス規約や取引に関する規則の内容を改定する場合、トップページの目立つ場所で意見募集を行い、各方面が速やかかつ十分に意見が述べられるようにしなければならない。改定後の内容は実施から少なくとも 7 日前に公開しなければならない。
- プラットフォーム内経営者が改定後の内容を受入れない場合は、改定前の規約や規則に基づき、退出の機会を与えなければならない。また、プラットフォーム内経営者に対して不合理な制限や条件を付加したり、不合理な費用徴収をしたりしてはならない。

サービス規約及び取引に関する規則に違反した電子商取引プラットフォーム経営者には重い行政処

罰が科され、その場合過料額は 200 万円に上る。

電子商取引法は、電子商取引プラットフォーム経営者に対し、明瞭な方式で、自身が営む業務が第三者のプラットフォーム内経営者が展開する業務かわかるよう区別し、かつ、法に従い、販売者の責任を負うよう要求している。

電子商取引プラットフォーム経営者は、健全な信用評価制度を確立し、信用評価の規則を公示しなければならない。消費者がプラットフォーム内の商品やサービスに対して評価を行えるよう有効な方法を提供し、プラットフォーム内の商品やサービスに対する消費者の評価を削除してはならない。

電子商取引プラットフォーム上の海賊版問題の解決を徹底することを表明するため、電子商取引法は 6 つの規定によって、インターネット上の著作権侵害規制のセーフハーバールールに類似した、違反通知によって海賊版を撤去させるメカニズムを設置している。当該義務に違反した者には、200 万円に上る過料が科される。

V 電子商取引契約の締結とその履行

電子商取引を推進するため、電子商取引法は、電子商取引契約締結の利便性向上に努めている。

- 電子商取引法は自動情報システムを通じて締結・履行される契約の効力を確定し、電子商取引契約の当事者が相応の民事行為能力を有すると推定している。
- 電子商取引法は、オファーとしての条件を満たす商品・サービス情報を合法的なオファーとみなすと明記している。ユーザーが注文書を提出した時点で契約が成立する。また、すべての電子商取引経営者に対し、約款などの方式によって、消費者が代金を支払った後に契約を不成立と約定することを禁止している。
- 電子商取引の利便性向上のため、電子商取引経営者に対し、契約締結の手順、注意事項、ダウンロード方法等の事項について、明瞭・明確かつ全面的にユーザーに告知を行い、①ユーザーが契約締結規則や契約内容を簡単かつ完全に閲覧・ダウンロードできること、②注文書を提出し、契約が成立する前に、ユーザーが入力の誤りを修正できることの 2 点を保証するよう要求している。
- 双方に別段の約定のある場合を除き、宅配物流サービスを利用して商品を引き渡す場合、受取人が署名して品物を受取った時点を引渡し時刻とする。商品の引き渡しがオンライン伝送方式によって行われる場合、目的物が当事者の指定する特定のシステムに伝送され、かつそれを識別・検索することができた時点を引き渡し時刻とする。サービスの提供については、サービス証憑に記載された時刻をサービスの引き渡し時刻とする。

また、電子商取引法は、契約の締結についてだけでなく、電子商取引契約履行の利便性に関わる宅配物流業務や支払い業務についても規定している。宅配物流業務についての規定は、現行法令中の宅配物流業についての規定を援用・総括したものであるため、ここでの説明は割愛する。これに対し、支払い業務については、中国人民銀行が定める要求のほかにも、電子決済サービス提供者に対してより多くの要求が出されている。電子決済サービス提供者は次に掲げる事項に注意しなければならない。

- 国の関連する支払い安全管理の要求に適合していないことによりユーザーに損失を与えた場合、電子決済サービス提供者はユーザーに損害賠償をしなければならない。
- 電子決済サービス提供者は、ユーザーが支払い指示を出す前に、その詳細をユーザーが確認できるようにしなければならない。支払いの誤りが自らの原因によって生じたものでないことを証明できる場合を除き、電子決済サービス提供者は、支払い指示の誤りによって生じた損失について責任を負わなければならない。
- 電子決済サービス提供者は、ユーザーの支払い手続きが完了次第、速やかかつ正確に支払い確認情報をユーザーに提供しなければならない。授權されていない支払いにより損失が生じた場合、ユーザーの過失によるものであることが証明できる場合を除き、電子決済サービス提供者はこれによって生じた損失について責任を負わなければならない。

- 支払い指示について授權を得ていないことを発見した場合やユーザーから授權していない旨の通知を受け取った場合、電子決済サービス提供者は即座に措置を講じて損失の拡大を防止しなければならない。速やかに措置を講じない場合、電子決済サービス提供者は拡大した損失について責任を負わなければならない。

VI まとめ

中国の電子商取引市場は世界最大規模を誇り、その目まぐるしい進化の中では成功を収めることもあれば、物議をかもしもつこともあるが、これは必然的な現象であるといえる。電子商取引法は、中国で初めてのECを対象とした包括的な法律となる。他の分野の法律と重なる部分も多くある。実務では、法執行諸機関が如何に統一した認識の下で法執行基準の調整を図れるか、我田引水的な法執行を回避することができるかが問われる。また、電子商取引システムでは電子商取引プラットフォームが重要なポジションを占めるため、その義務や責任を電子商取引法の中で如何に合理的に導き、実現させていくかが電子商取引業界の将来を決定する。そのため、電子商取引法は電子商取引プラットフォームの発展を阻害するものではなく、後押しするものでなければならない。電子商取引法の成立により、中国の電子商取引産業は今後も世界をリードして革新を続けてゆくことだろう。とはいえ、電子商取引法が立法の初志を実現できるかどうかは、今後の施行や法執行において検証を続けていく必要がある。だが、電子商取引法を成立に導いた人々の妥協を許さぬ探究精神は、称賛されてしかるべきだろう。

いよいよ電子商取引法の時代がやって来る。あなたの準備は大丈夫だろうか。

商業賄賂の收受主体における重要な変更による ビジネスへの影響について(上)

I はじめに

2017年11月4日、全国人民代表大会常務委員会において「中華人民共和国不正競争防止法」の改正案(以下、「新法」という)が可決された。新法では、1993年に公布された「中華人民共和国不正競争防止法」(以下、「旧法」という)に対して大幅な改正が行われた。本稿では、主な改正点のうち最も大きな改正点である商業賄賂の收受主体における重要な変更及びその実務における留意点について解説を行う。

II 商業賄賂に関する条項の改正点

新法における商業賄賂に関する条項の主な改正ポイントは次のとおりである。

第一に、商業賄賂の主体が「取引の相手方の従業員」、「取引の相手方の委託を受けて関連の事務手続きを行う企業・組織または個人」、「職権または影響力を利用して取引に影響を与える企業・組織または個人」の3種類とされ(7条1項)、「取引の相手方」自体を含まないとされたこと。

第二に、「コミッション、割引を事実通りに記帳する」旨の要求が残された一方、「リベートが事実通りに記帳されていないかぎり商業賄賂行為と見做す」旨の規定が削除されたこと(7条2項)。

第三に、従業員による商業賄賂が事業者の行為と推定されるようになり、これによって事業者の立証責任が重くなったこと(7条3項)。

第四に、商業賄賂に対する行政処罰が大幅に厳格化され、過料の上限額が従来の20万人民元から300万人民元に引き上げられ、さらに「情状が重い場合、営業許可書を取り消す」という処罰規定が加えられたこと(19条)。

III 取引の相手方を商業賄賂の主体から除外

今回改正された商業賄賂に関する条項のうち最大・最重要にして最も物議を醸した改正点は、取引の相手方を商業賄賂の主体から除外したことである。この改正により、旧法及び旧国家工商行政管理総局が1996年に制定した「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」(以下、「暫定規定」という)における商業賄賂の收受主体の認定基準が大きく覆された。

旧法8条1項では、「事業者は、金品その他の手段を用いて贈賄し、商品を販売し、または購入してはならない。相手企業・組織または個人に帳簿外で密かにリベートを与えた場合、贈賄として処罰する。相手企業・組織または個人が帳簿外で密かにリベートを受受した場合、収賄として処罰する。」と規定されている。そして、「暫定規定」では、より踏み込んだ形で、商業賄賂とは、事業者が商品を販売または購入する目的で、金品その他の手段を用いて相手企業・組織または個人に贈賄を行う行為をいうと明記されている。このため、法執行機構は長年にわたり、事業者が取引の相手方に利益を供与しているかに調査の重点を置き、事業者が「取引の相手方」、特に企業・組織の「取引の相手方」に対し何かしらの便宜を与える行為や商業上の手配を行う行為をすべて不正な利益移転であるとして、商業賄賂行為に該当するものと認定していた。

例えば、タイヤメーカーがディーラーに与える販売奨励金、サプライヤーと百貨店・大型スーパー間における施設使用料、スポンサー料や商品陳列料、医療機器会社から病院への様々な支援や「消耗品を購入してくれたら大型医療設備を贈る」といった営業戦略、ビールのサプライヤーが店舗へ冷蔵庫を贈ったり、ビール瓶の蓋の数に基づいてリベートを与えたりする行為、洋酒を取扱う会社が店舗や娯楽施

設にショーケースを贈ったり、空瓶数に基づいてリベートを与えたりする行為、事業者がディーラーの店舗の飾りつけを行う行為、ディーラーの従業員の業務研修費用を支払う行為等は、すべて事業者間の商習慣に該当するものであり、旧法の下では、管理当局により商業賄賂と認定される可能性があった。

管理当局のこのような方針に対し、学术界と実務業界では以前から異議が唱えられており、ビジネス業界、メディア業界や法律業界の一部の人々からも、法執行において商業賄賂の「認定範囲拡大化」が起こっており、正常な商業の革新と公正な商業競争を阻害していると指摘されていた。このような人々は、商業賄賂の本質は取引の相手方を代表する第三者(以下、「代理人」という)がその取引の影響力、または取引の相手方の影響力を利用して贈賄側から何かしらの便宜を得た後に、本来取引の相手方に帰属すべき利益を譲り渡したり、譲り渡すよう促すことであると考えている。例えば、代理人がその影響力を以て、贈賄側と競合関係にある企業を排除したり、または取引の相手方に相場より高い価格で贈賄側と契約を締結させたりすることがこれにあたる。つまり、商業賄賂の特徴は、代理人が自身の私利私欲を満足させるとともに、取引の相手方や競合企業、消費者の利益に損害を与えることだという見方である。これは、「刑法」における、賄賂行為は他者の利益に損害を与えるため、防止しなければならないという考え方を受け継いだものである。「刑法」が防止するのは公共の利益に対する損害だが、不正競争防止法が防止するのは取引の相手方や競合企業、消費者の利益に対する損害である。したがって、損益の責任を自分で負う商業主体である取引の当事者双方間で正常な値引きや優遇措置の提供等の商習慣となっている行為が行われたとしても、他者の利益を直接損害するものではないため、商業賄賂と認定すべきではないというのだ。

改正後の新法7条の内容はこのような見方を強く支持するものであり、「商業賄賂の認定範囲拡大化に歯止めをかけるべき」という各界からの声に応えたことで、広く称賛を受けた。専門家や学者の大部分は、新法の施行後、上述した商業上の手配を原則上商業賄賂として取り締まるべきではないとの見解を示している。つまり、新法の施行後、「取引の相手方」に便宜を与える行為は、その形式(例えば、割引、リベート、セールスプロモーション、賛助、贈与等)や金額の多少にかかわらず、原則上商業賄賂と認定すべきではないというのだ。

ただし、今年の1月29日には、上海信捷医療機械有限公司が上海市の某病院に尿定性試験紙及び尿検査試験紙を販売するにあたり、帳簿外で密かに同病院に検査試験紙を贈与したために、上海市徐匯区市場監督管理局により商業賄賂と認定され、処罰を受けるという事件が発生している。この事件を見る限り、法執行実務においては、取引の当事者であるからといって、商業賄賂における贈賄行為の主体であると認定されないわけではないことが窺える。

この点については、一部の専門家は、新法7条2項の「事業者は、取引活動において、明示する方法を以て取引の相手方に割引を行うか、仲介人に対してコミッションを支払うことができる。事業者は、取引の相手方に割引を行うか、仲介人に対してコミッションを支払う場合、事実通り記帳しなければならない。割引またはコミッションを収受した事業者も、事実通り記帳しなければならない。」との規定を見る限り、事業者が取引の相手方に帳簿外で密かに割引を行った場合、「明示する方法を以て」との要件を満たさないため、依然として商業賄賂における贈賄を構成することになり、帳簿外で密かに割引を受けた場合も同様に収賄を構成することになるという見解を示している。

また、「刑法」391条の関連規定により、事業者が国家機関、国有企業、企業、事業単位、人民団体に対して金品、リベート、コミッション等を与えた場合、「刑法」391条に定める「企業・組織に対する贈賄罪」を構成する恐れがあり、便宜を受けた国有企業、公立病院等は「刑法」387条に定める「企業・組織収賄罪」を構成する恐れがある。

秋はいつ来るのだろう

その日、昆明から北京に戻るフライトが遅延した。特にすることもなく暇だったので、「秋はいつ来るのか」について、思うがままに筆を執ってみた。

以前、学友に「秋はいつ来るのだろう」と尋ねてみたことがある。彼の答えは、「それは当然夏が終わってからだろう」という極めて一般的なものだった。私もずっとそう考えていた。太宰治の『ア、秋』を読むまでは。

太宰の秋に対する見方は独特なもので、「秋は、根強い曲者(くせもの)である」(秋天是一个根深蒂固的怪物)と述べている。太宰によれば、<秋ハ夏ト同時ニヤッテ来ル>のであるが、人は、炎熱にだまされて、それを見破ることが出来ない(“秋天和夏天同时来到”，“秋天偷偷藏在夏天的背后，悄悄到来了，但是人们为夏日的炎热所骗，看不透)のだという。しかし実際には、耳を澄まして注意をしていると、夏になると同時に、虫が鳴いているのだし、庭に気をくばって見ていると、桔梗(ききょう)の花も、夏になるとすぐ咲いているのを発見するし、蜻蛉だって、もともと夏の虫なんだし、柿も夏のうちにちゃんと実を結んでいるのだ(如果侧耳静听，就会发现虫鸣是和夏天同时开始的；如果仔细注意庭院，就知道桔梗花也是夏天一到就开了，即使是蜻蜓，其实本质上也是夏天的昆虫，就连柿子也是在夏天就结下了果实”。

ゆえに、「秋は、ずるい悪魔だ。夏のうちに全部、身支度をととのえて、せせら笑ってしゃがんでいる」(“秋天是狡猾的恶魔，在夏天里便已穿戴整齐，冷笑着蹲着”)と太宰は評している。太宰らしいの炯眼(けいがん)の詩人になると、それを見破ることができる(也只有像太宰这样眼光炯炯的诗人，才能发现它)。家の者が、夏をよろこび海へ行こうか、山へ行こうかなど、はしゃいで言っているのを見ると、ふびんに思う。もう秋が夏と一緒に忍び込んで来ているのに。秋は、根強い曲者(くせもの)である(“每每家里人雀跃地说夏天去海边吧，去山里吧，我觉得他们太迟钝了。秋天已经随夏天悄悄到来就在我们身边了。秋天是个顽固隐忍叫人不可小瞧的家伙”)。

私も子供のころは、長く待ち焦がれた夏休みに

なるたび、気持ちがたかぶったものだ。夏休みはこんなに長いから、たくさん遊ばなきゃ！そして、新学期の数日前になって初めて、夏はもう過ぎさり、秋が忍び寄りつつあるのに、夏休みの宿題を済ませていないことに気づくのだ。

今になってみれば、当時山積みの宿題を前に途方に暮れたのも、太宰が言うように、秋がとつくに身支度をととのえているのを、「炎熱にだまされて、それを見破ることが出来」なかったからではないかと思う。だから私は、とある人物の次のような言葉に、大いに賛同する。「実際、物事の多くは天気のようなものである。だんだん暑くなったり寒くなったりしていき、気づいた時にはもう季節が1つ過ぎ去っている」。

私のような凡人では、後になってから季節の移り変わりに気づくものだが、一部の人間は小さな変化から事前にそれを察知することができるようだ。たとえば、いにしへの時代には木の葉が地面に落ちているのを見て秋の到来を知ったという人物がいる。いわゆる「一葉落知天下秋(一葉落ちて天下の秋を知る)」である。

「一葉落知天下秋」というフレーズは、宋の時代の唐庚という詩人が『文録』という書物の中で、唐の人の作品として紹介している一節「山僧不解数甲子，一葉落知天下秋(山僧は甲子(つきひ)を数うる解(あた)わず、一葉落ちて天下の秋を知る)」からきている。このフレーズは現在でもたびたび専門家らによって引用され、「時局や形勢が変化しようとしていることに気づいた」という意味で使われている。しかし、私が見る限り、人間は季節の移り変わりに疎いもので、まして世の中の変化などにはなおさら鈍感である。米国の中国に対する見方の変化や貿易戦争を例にとってみても、判断を誤った専門家は少なくない。つまり、「一葉落ちて」どころではなく、すべての葉が落ち切っているにもかかわらず、これらの人間はなお秋の到来を感じ取れていないのだ。



本月報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口(日本語対応可能)までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しておりますので、ご興味ございましたら、GLO-JP@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。

本月報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。